

96-J-14

時価会計とヘッジ会計

—— キャッシュフローのリスクとそのヘッジをめぐって ——

斎藤 静樹
東京大学経済学部

1996年5月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられるたい。

時価会計とヘッジ会計

— キャッシュフローのリスクとそのヘッジをめぐって —

斎藤 静 樹
(東京大学経済学部)

1996年5月

**Mark-to-Market Accounting and Hedge Accounting:
In Case of Derivative Instruments Hedging Cash Flow Exposures**

Shizuki Saito
The University of Tokyo

A B S T R A C T

This paper investigates the accounting for derivative instruments used for hedging. Defects of the mixed attribute model like an elective mark-to-market hedge accounting could be eliminated by marking all primary and derivative financial instruments to market through earnings. That would reasonably replace the special accounting (i.e., hedge accounting) applicable to hedges of market value exposures.

This mark-to-market accounting for all financial instruments, however, would not replace any special accounting applicable to hedges of cashflow exposures associated either with present monetary financial instruments or with forecasted future transactions. In the case of a floatingrate debt instrument, for example, changing market rates result in a change in the effective interest rate without a corresponding change in its fair value.

If a swap contract is used to change the cash flows on the debt instrument from a floating rate to a fixed rate, marking it to market with changes in value taken to earnings would then fail to reflect the earnings effect of the hedging transaction. But the transaction could also be designated as trading to be marked to market since the resulting position, as a synthetic instrument with a fixed interest rate, is exposed to market value risks.

The interest rate swap still hedges not only cash flow exposures but also market value exposures even if the floating rate instrument whose variable cash flows are fixed by the swap contract is financed by or invested in a fixed rate financial instrument. Market value gains recognized on the swap contract here offset market value losses recognized on the fixed rate instrument, and vice versa.

However, in the case of financial liabilities whose market value gains or losses are not recognized in earnings, the corresponding swap position should not be measured at market value either. Hedging cash flow exposures is the case where the hedged instrument is not held for trading and its return is not measured in terms of changing market values but of realized cash flows. This partly explains where hedge accounting is warranted.

時価会計とヘッジ会計

— キャッシュフローのリスクとそのヘッジをめぐる —

齋藤 静 樹

1 はじめに

金融資本市場の急速な技術革新とグローバル化は、会計基準の面でも多くの検討課題を生み出してきた。なかでも金融投資のディスクロージャーは、もっとも緊急かつ重要なテーマのひとつに数えられている。周知のとおり各国の会計基準は、現物証券とデリバティブをあわせた金融商品について、時価ないし公正価値によるポジションの開示と、時価による損益認識とを大幅に拡張しつつある。とりわけ1980年代後半からのアメリカ財務会計基準審議会（FASB）の金融商品プロジェクトは、その動向をリードするものとして今後の成果に期待と注目を集めている。

周知のとおり、この間にFASBが公表した一連の基準書は、すべての金融商品について時価情報の開示を要求するとともに、さしあたりはオンバランスの現物証券や貸付債権に限って、会計上の評価や損益認識の基準を定めている¹⁾。しかし、オフバランスの派生金融商品については、現在までのところ、まだ明確な会計処理の基準は確立されていない。その原因は、ひとつにはヘッジ会計のプロジェクトが難航していることにもある。互いにリスクをヘッジしている金融商品の間で会計処理をどう関連させるかが決まらないかぎり、時価による損益認識をどこまで拡張できるかも定まらない。

したがって、金融商品の会計基準を決めるには、さしあたりネックになっているヘッジ会計に見通しをつける必要があるだろう。FASBでも、すでに長期間にわたる検討の過程を経て、1996年の6月末には公開草案を出す予定と伝えられている²⁾。基準書の確定に到るスケジュールはまだ予断を許さないが、ここでは、そうした制度の動向に左右されることなく、客観的な立場からヘッジ会計の基本的な問題点を検討し、金融商品の会計基準への展望を得ることにしたい。実際にどのような基準ができるかにかかわらず、ヘッジ会計と時価評価との関係を理論的にさぐるのである³⁾。

2 ヘッジ取引と金融商品の評価

もともとヘッジ会計は、金融投資の成果が従来からの実現ベースで測定されているとき

に、そのリスクをヘッジする金融商品の損益認識を、同じ期間まで繰り延べる会計手法であった。オンバランスの現物ポジションをオフバランスの派生金融商品でヘッジしている場合、前者が清算されるのを待って両者の損益を同時に認識し、それらを相殺することでリスク・ヘッジの事実を事後的な成果の測定に反映させるわけである。いわばヘッジ手段の損益認識をヘッジ対象のそれに合わせる方法であり、一般に繰延ヘッジと呼ばれるものにはかならない。

しかし、とりわけオフバランスの派生金融商品については、ポジションの清算までそのリスクが開示されないことに、従来からも強い批判が出されてきた。その観点からすれば、むしろキャッシュフローを待たずに、時価の変動分だけでもオンバランスにするのがよいかもしれない。つまり、保有する派生金融商品を時価で評価するとともに、それによってヘッジされている現物ポジションも、同時に時価で評価替えするわけである。ヘッジ手段の損益を繰り延べるかわりに、ヘッジ対象の損益認識を繰り上げる方式であり、しばしば時価ヘッジなどと呼ばれてきた。

周知のように繰延ヘッジでは、繰り延べられる損益の貸借対照表能力が最大の問題点とされている。デリバティブズの時価評価損益を繰り延べ、ヘッジされる現物ポジションの清算を待って実現損益と相殺しようにも、その間オンバランスで繰り越されるストックが、とりわけ将来の経済的効益で定義される資産や負債の概念に合うのか、疑問だと言うのである。時価ヘッジなら当然その問題は生じないが、しかしその場合は同じオンバランスの金融商品が、オフバランスのポジションとヘッジ関係をもつかどうかで異なった評価をされることになる。いわば多属性の測定になってしまうのである⁴⁾。

そうした問題は、結局のところ、ヘッジ関係という特定のリンケージに、会計上の評価を依存させるところから生じている。したがって、それを解決するだけなら、むしろオンバランスでもオフバランスでも、すべての金融商品を期末ごとに時価で再評価してもよい。それによって損益を認識していけば、ヘッジし合った商品の時価変動は互いに相殺されて、投機の成果だけが正味の損益を生み出すことになろう。繰延ヘッジと時価ヘッジの争いもそれで自然に解消し、リンケージを特定してヘッジを投機から区別するという難問も回避されることになる。それが、プリミティヴな時価会計の主張であろう。

たしかに、価格変動のリスクがポートフォリオ・レベルでヘッジされているケースでは、ヘッジ会計の適用に伴う困難は、これまでも繰り返し指摘されてきた。仮にヘッジ会計を使わなくても時価会計で十分というのであれば、金融投資の成果の測定はかなり簡単な

問題になるはずである。将来に予定する取引は別としても、現に保有する資産や負債から期待されるリターンのヘッジを、すべて投機のポジションと一緒に時価評価をするだけでよければ、難航してきた金融商品の認識と測定をめぐる会計基準は、少なくとも今ごろは基本方針をめぐる論争から解放されていたと思われる。

そもそも時価主義が政治的なスローガンにも使われる昨今の会計基準において、なぜヘッジ会計が時価会計に還元されてしまわないのであろうか。金融商品はすべて時価で評価して損益認識をするというアプローチでは、どのような課題が解決できずに残されるのであろうか。その問題を考えるには、ある時期から強調され出した「キャッシュフローのヘッジ」という概念が、ひとつの手がかりになりそうである。ヘッジの対象となるリスクがポジションの価格変動ではなく、将来におけるキャッシュフローの変動とみられるケースである。しばしば予定取引のヘッジと同義に解されるこの概念には、もっと慎重な検討を要する論点が含まれている可能性があると思われる⁵⁾。

3 キャッシュフローのリスクとは

言うまでもなく、ヘッジというのは投機に対立する概念である。投機がリスクを冒してリターンを得ようとする行為であるのに対して、ヘッジはリターンを犠牲にしてもそれが変動するリスクを回避ないし軽減しようとする行為である。つまり、ヘッジの対象となるリスク・エクスポージャーはあくまでも投資の成果であって、時価やキャッシュフローは、その意味でのリターンをとらえるひとつの尺度でしかない。したがって、時価のヘッジやキャッシュフローのヘッジというのは、取引そのものの外形的な特質による分類ではなく、むしろヘッジされるリターンの性質に依存した概念である。

ここでキャッシュフローのリスクを価格変動のリスクと比較するには、変動金利商品を取り上げて、固定金利商品とくらべてみるのが便利であろう。元本と金利が契約で固定された商品なら、市場利率とともに価格は変動するがキャッシュフローは変わらない。それに対して変動金利商品では、利息収支の額が市場利率に連動する一方、信用リスクを無視すれば商品価格が変動するおそれはない。むしろ固定金利商品でも、満期まで保有される債券のように、価格の変動で投資の成果を測れないものもあろう。しかし、その場合には、市場利率とともに成果が変わるリスクもない。それに対して変動金利商品では、キャッシュフローで測られるリターンが、たえずリスクにさらされるのである。

そうしたキャッシュフローのリスクをヘッジする派生金融商品は、固定金利商品の価格

変動をヘッジする場合と、特に異なっているわけではない。要するにリスクの性質にあわせて、期待されるリターンがそれと逆相関になるようなものを選べばよい。たとえば変動金利の債権を保有しているときに、それが生み出す金利収入の変動を回避したければ、金利先物を適当な額だけ買い建てるか、あるいはスワップ契約を使って金利収入を固定すればよいであろう。市場利率が低下しても、金利先物やスワップの成果が金利収入の減少を相殺することになるわけである。

ただ、従来からのヘッジ会計で扱われてきたのは、オンバランスであれオフバランスであれ、保有しているポジションの時価が変動するリスクか、そうでなければ将来に予定された取引のキャッシュフローにかかわるリスクであった。上述した変動金利商品のような、過去の取引や契約が将来に生み出すキャッシュフローの変動は、ヘッジされるべきリスクとは考えられてこなかった。その変動を小さくすれば、ポジションの時価がむしろ大きく変動する結果になるからである。価格変動のリスクを軽減しなければ、それをヘッジとは言わないということであろう。キャッシュフローのヘッジは、まだポジションがない予定取引のケースに限られてきたのである。

しかし、FASBのヘッジ会計プロジェクトでは、ある段階からこうしたキャッシュフローのリスクを一括してエクスポージャーに含め、その軽減をねらった金融取引もヘッジの要件を満足すると考えてきた⁶⁾。そこで注目されたのは、将来に予定される取引よりも、むしろ過去の投資から生じた資産や負債のストックが、将来に生み出すキャッシュフローの変動であった。従来から言われてきた予定取引に加えて、たとえば保有する変動金利商品の利払いなどが、リスク・ヘッジの対象となるキャッシュフローとして、新たにヘッジ会計の一部に取り入れられたのである。

もちろん、いまだキャッシュフローのない予定取引でも、すでに確定している金融取引契約なら、オフバランスのポジションと変わるところはない。オンバランスのポジションとくらべても、リスク・エクスポージャーは基本的に同じであろう。そうした契約のポジションが負う価格変動のリスクも、容易に想像することができる。確定した契約と同じ条件の取引契約をいつでも再構築できる市場があれば、その「再構築コスト」が原理的には契約の売買価額つまり時価を決めることになる。この時価で契約のポジションを評価していれば、それをヘッジする金融商品も時価で評価すればよいはずである⁷⁾。

それに対して、将来の実物投資や営業収支とか、あるいは未契約の資金調達計画などのように、取り引きされるポジションのない予定キャッシュフローについては、価格変動の

リスクもなければそれをヘッジする必要もない。あるとすれば将来のキャッシュフローが期待と異なるリスクである。こうした狭義の予定取引では、無理にポジションを擬制してみても、それを評価すべき時価が定まらない。それなら現在価値を時価の代わりに使えばよいというだけでは、金融投資の時価評価を支える理屈が失われることにもなりかねない。したがって、そのポジションが生み出すキャッシュフローのリスク・ヘッジも、時価会計では解決されない問題を含んでいる可能性がある。

4 変動金利商品のヘッジと投機

上述のとおり、一般にキャッシュフローのリスクが問題とされるのは、変動金利商品のような時価の変わらないポジションか、さもなければ現時点ではポジションのない狭義の予定取引か、そのいずれかのケースと考えることができる。どちらにも共通しているのは、ポジションの価格変動ではなく、将来のキャッシュフローを待って投資の成果が決まる点であろう。取引引きされるポジションがあってもなくても、取引価格にリスクがなければ成果の測定には関係ない。信用リスクに基づく価格の変動も、他の金融商品でそれをヘッジできなければヘッジ会計には影響を与えない。

ここで問題は、そうしたキャッシュフローのリスクを緩和する取引が、どこまで、あるいはどのような意味でヘッジ取引とされるのかである。キャッシュフローをヘッジすることによってポジションが価格変動のリスクを負うのであれば、それはヘッジと対極にある投機の性格を一面で備えているとみられよう。ヘッジと投機の両面が同じ取引に含まれているとき、どのような条件によってそれをヘッジ取引と決めるのであろうか。その問題を考えるには、さしあたり変動金利のついた貸付債権の、利息収入のヘッジを例にとるのがわかりやすい。むろん、証券化された変動金利商品でも理屈は同じである。

いま、この債権からの利息収入が市場利率とともに変動するリスクを避けるため、銀行との間でスワップ契約を交わしたとしよう。債権利息に相当する変動金利を銀行に支払い、代わりに固定金利を受け取るという契約である。利率が下がると貸付先から受け取る利息収入は減少するが、それと同時に固定金利と交換される変動金利の支出も減少する。前者の損失が後者のスワップ利益で相殺され、結果として固定金利相当の収入と収益が得られるわけである。変動金利商品のケースでは、こうしたキャッシュフローのヘッジによって、リターンの変動するリスクが回避されると言われている。

この場合、もしスワップのポジションを時価で評価して損益を認識したらどうであろう

か。スワップ契約の価値は、当初の取引時点ではゼロであるが、その後は市場利率とともに変動して、正負どちらの値をとることもある。利率が下がれば変動金利の支払いが減り、相対的に高い固定金利を受け取れるこのスワップ契約を、その時点で再構築するコストが高くなる。つまり、同じ契約を売買する価格が、それだけ上がるわけである。利率が上がれば、むしろその反対である⁸⁾。この意味での再構築コストの変動は、スワップ契約に生じた時価評価損益と言ってもよいであろう。

しかし、こうしたスワップ契約の時価は、将来のスワップ損益を先取りしたポジションの取引価格である。したがって、その変動は、ヘッジしようとしている利息収入の変動と、直接に対応しているわけではない。変動金利商品のリターンを固定させているのは、金利スワップ契約によるキャッシュフローの交換であって、その利益を見込んだ現在の評価益でないのは自明であろう。とすれば、ここでスワップ契約のポジションを時価評価しても、スワップの損益だけが認識され、利益の指標はヘッジ取引の実態を表わさない。その意味なら、たしかに時価会計はキャッシュフローのヘッジに役立たない。

ただ、この場合のヘッジ取引が変動金利の貸付債権を固定金利に変えたというだけなら、市場金利の変動に伴ってスワップ契約に生じた時価評価損益は、価格のリスクと引き換えにキャッシュフローを固定させた選択の成果でもある。その面ではヘッジと言うより投機であり、それがもたらす株主持分の価値変動は、その時点で株主に帰属する損益の要素とみることもできる。スワップで金利変動のリスクをヘッジすると言っても、それだけではヘッジか投機かわからないし、リターンをキャッシュフローと時価変動のどちらで測るかも決まらない。それをヘッジとして処理するには、もっと別の条件が加えられていなければならないのである。

5 利益の測定とヘッジ会計の役割

上述したように、変動金利商品のキャッシュフローをヘッジする派生金融商品の評価と損益認識は、その金融取引をみているだけでは決められない。当面の例では、貸付債権と金利スワップ契約をセットにしたポジションが、ヘッジ取引と言いながらも投機のための固定金利商品と区別できないからである。将来のキャッシュフローを見込んだポジションの売買と、キャッシュフローとして実現するリターンのヘッジとの、どちらにもその取引が使われる。したがって、取引の目的がわからなければ、投資の成果を時価の変動で測るのか、キャッシュフローを待ってとらえるのかも定まらないのである。

むろん、取引の目的を観察される事実から確かめるのは、誰もが指摘するとおり困難な課題である。しかし、仮にここで貸し付けた資金が、固定金利の借り入れでまかなわれていたらどうであろうか。そのケースでは、変動的な利息収入を固定させるスワップ契約が、おそらくキャッシュフローのリスクをヘッジする取引とみられよう。借入債務の利払いと貸付債権の利息収入をマッチさせるため、それぞれの金融商品の金利とデュレーションが調整されていると思われるからである。少なくともそこでは、固定金利にスワップされた債権を、債務の償還から独立に売買することはないであろう。

このように負債で資金を調達したときは、スワップの価値の変動を負債の価値の変動で相殺することができる。なぜなら市場利率の変動が、固定金利を受け取るスワップ契約と固定金利を支払う負債とを、いつでも同じ方向に値動きさせるからである。この場合には、一方の評価益が必ず他方の評価損になる。金利スワップと負債との両方を時価で評価していれば、変動金利による貸付債権の時価は変わらなくても、ヘッジの効果がおのずから利益に反映されるのである。その事実はまだ、もし負債を時価で評価しなければ、スワップ契約も時価で評価する余地がないことを意味している。ヘッジ会計は、そうした時価評価ができないケースで利用される手法である。

負債の時価評価には、ここではふれないが問題が多い。個々の負債の性質を確かめずすべてを時価で評価しても、少なくとも利益の測定には意味がないであろう⁹⁾。取り引きされるポジションのない、前述した狭義の予定取引と同じように、ポジションがあっても時価評価する合理性のないヘッジ取引には、時価会計とは原理の異なるヘッジ会計が必要とされるのである。キャッシュフローのヘッジという概念は、その取引を見分けるための道具にはほかならない。それはまた、キャッシュフローの期待によるポジションの時価変動ではなく、キャッシュフローの実現に即して投資のリターンが測られるケースを選び出す役割を果たすものでもあろう。

その観点からすると、金融投資を目的によって大別し、キャピタル・ゲインをねらったトレーディング目的の金融商品をすべて時価で評価して損益を認識するとともに、そのヘッジもトレーディングに含めるという方法は、それなりの合理性を備えている。それ以外のものは、仮に時価評価しても損益認識を見送るというアプローチである。後者のケースで利益から除かれた時価変動は、株主持分の勘定で繰り越したうえ、キャッシュフローの実現を待って利益に振り替えればよい。予定取引をヘッジしていたケースなら、取得したポジションの簿価に含めることもできよう。ヘッジ会計に関するFASBの公開文書でも、

ある時期まではそうした方向が示唆されていた¹⁰⁾。

ただ、ごく最近にFASBが表明した方針では、ヘッジ目的で保有する派生金融商品が、資産や負債のヘッジと予定取引のヘッジとに大別されている。前者であれば時価の変動を利益に含めるとともに、ヘッジされる項目の損益認識もそれと同じ期間に繰り上げ、後者については損益を包括利益の要素として持分勘定で報告し、その予定取引が生じたときに年度利益として認識するということのようなのである。言われるほど新しい方針かは不明だが、そこでの予定取引が、すでに保有する金融商品からの将来のキャッシュフローを含むのであれば、ヘッジ会計については従来と大きく異なるわけではないであろう¹¹⁾。

何度も指摘したように、ある金融取引が投機とヘッジのどちらにあたるかは、その取引の外形的な性質だけでは決められない。その意味で、両者をわける必要のない時価会計は便利な手法だが、しかし一部の特別なヘッジ取引には、キャッシュフローの実現を待って損益をとらえる特別な会計処理が必要になる。受取利息と支払利息のミスマッチを回避する金利スワップのようなケースでは、時価の変動による投機の成果でなく、年々のスワップ利益によるキャッシュフローのリスク・ヘッジに関心がある。そうしたトレーディングを目的としないポジションでは、ヘッジ関係にある金融商品の間で、キャッシュフローを対応させるヘッジ会計が必要とされるのである¹²⁾。

6 おわりに

本稿の目的は、金融投資の成果を測定するうえで、ヘッジ取引にどのような会計基準が適用されるかを確かめることであった。金融商品の時価評価を原則としながらも、それがどこまでヘッジの効果を利益に反映できるのか、そもそもどんな取引がリスク・ヘッジに該当し、時価会計ではそのどれがとらえられないのか、ヘッジ会計と呼ばれる手法は時価会計とどのような関係にあるのか、両者はどのように使い分けられるのか、それらの問題をごく大ざっぱに検討してきたのである。そのさいのキーワードが、キャッシュフローのリスクという概念であった。

この概念は、ポジションの時価が変動しない金融商品や、評価されるポジションのない予定取引の、将来のキャッシュフローにかかわるリスクを強調するものであった。それをヘッジする目的で保有する金融商品を時価評価しても、ヘッジの事実は利益の指標に現れない。むしろその場合には、ヘッジ関係にある金融商品の間で、キャッシュフローを対応させる必要があった。ヘッジがリターンの変動を回避する行為であるかぎり、その効果を

時価とキャッシュフローのどちらでとらえるかは、投資の成果がそのどちらで測定されているかに依存する。トレーディングが目的なら時価会計、それ以外ならヘッジ会計を使うというのも、その意味では便宜を超えた整合的な考えとされたのである¹³⁾。

F A S Bのヘッジ会計プロジェクトでも、こうした着想は基本的に生かされているようである。予定取引のヘッジとキャッシュフローのヘッジがどこまで重なるのかは不明だが、ともかくもトレーディングから区別されるポジションについて、個々の金融商品に生じた時価評価損益を実現まで繰り延べる手法が放棄されていないからである。実現した時点でヘッジ関係にあるキャッシュフローを相殺すれば、年度利益はおのずからヘッジの効果を反映する。包括利益では投機とヘッジが区別されていなくても、投資家の予想形成に役立つ情報を開示するうえで、稼得利益がキャッシュフローの予測に役立てば問題はないのであろう¹⁴⁾。

他方、わが国では、大蔵省証券局企業財務課長の私的な研究会が、デリバティブ取引のディスクロージャーにおけるヘッジ取引の取り扱いについて、当面の指針を提案している。それによると、ヘッジ取引を区別せずにすべてのデリバティブ取引を公正価値で評価したうえ、ヘッジ効果のあるものについてはその内容を注記させるのが、一般企業の実務的な態勢にかなうとされている¹⁵⁾。ただ、そこでの直接の問題は公正価値の情報開示であり、それと利益の測定・開示との関係は、必ずしもあきらかというわけではない。金融投資の成果に公正価値の変動を反映させるには、ここでみたキャッシュフローのリスクをヘッジする取引など、検討すべき論点は少なくないのである。

注

- 1) F A S B基準書の第105号、107号、114号、115号、118号、119号など。
- 2) FASB Status Report, No.275, April 15,1996 による。なお、このヘッジ会計プロジェクトの成果としては、Bierman, Johnson & Peterson[1991]や FASB[1993]などがある。他方、国際会計基準委員会 (IASB) でも、金融商品の開示基準 (IAS 32; 1995年) に続き、ヘッジ会計のルールを含めた認識と測定の基準書草案を公開する段階に近づいている様子である。
- 3) 金融商品の評価をはじめ、金融投資の会計をめぐる基本的な考え方については、さしあたり斎藤[1995b]、大日方[1996]などを参照されたい。ここでの課題は、日本などの現行の会計制度を所与とした考察ではなく、金融資産評価の合理性を問い直す作業の一

- 環として、ヘッジ会計の問題点を検討することである。ヘッジ会計を取り上げた日本の文献も少なくないが、さしあたりは大日方[1995]、大塚[1996]、古賀[1996]などをみよ。
- 4) これらの論点については、Bierman, Johnson & Peterson[1991]、FASB[1993]、Adams & Montesi[1995]などを参照。
 - 5) キャッシュフローのヘッジについては Adams[1994]、Adams & Montesi[1995]などをさしあたり参照。予定取引とキャッシュフロー・エクスポージャーとの関係についても、これらの文献から現時点における規制主体の考え方を推測する。
 - 6) なお、国際会計基準委員会も、金融商品のディスクロージャーを定めた上述の基準書第32号において、公正価値のリスクとは別に、キャッシュフローのリスクを開示すべき情報に加えている (paras. 43, 57, 60, 64)。もちろん、予想される将来取引にかかわるリスクとも別である。
 - 7) 派生金融商品の時価や再構築コストの概念については、さしあたり斎藤[1995a]などの直観的な解説を参照されたい。
 - 8) 再構築コストないし売買価格がもしマイナスになれば、それは契約の解除に要するコストと考えればよい。
 - 9) 負債の時価評価をめぐる問題点については、斎藤[1995a]などをみよ。時価の代わりに現在価値を持ち込むのはたやすいが、それだけではなんのための時価評価であったのかわからない。便宜と論理は、わけて考える必要がある。なお、企業会計における現在価値評価の可能性を論じたものに、Milburn[1988]、FASB[1990]などがある。
 - 10) こうしたFASBのアプローチについては、Adams[1994]などを参照。
 - 11) FASB Status Report, No.273, February 26, 1996 ならびに No.275, April 15, 1996. なお、そこでは、派生金融商品をすべて資産か負債としてオンバランスにしたうえ、それらを時価ないし公正価額で評価する原則があらためて表明されているが、時価評価損益を利益または持分の要素として計上していれば、前述した再構築コストの意味での派生商品の時価は、自動的にオンバランスになっているはずである。
 - 12) 誤解のないように繰り返すが、ヘッジ取引を組み合わせた合成ポジションには、トレーディングを目的とするものもあればしないものもある。たとえば、上述した変動金利商品とそれを固定金利に変えるスワップ契約との組み合わせは、キャッシュフローのリスクをヘッジしたポジションであると同時に、それ自体が固定金利商品として投機の対象にもなる。したがって、ヘッジの要素を含むというだけでは、必ずしもヘッジ会計が

必要になるわけではない。

- 13) むろん、トレーディング目的でなければヘッジ目的だというわけではない。キャッシュフローのリスクをヘッジしたポジションがトレーディングに使われるケースは前述したが、逆にトレーディングでもヘッジでもないというポジションもありえよう。
- 14) 包括利益の意味についてはF A S B の概念ステートメント第5号 (FASB[1984]) のほか、Johnson & Reiter[1995]、辻山[1995]などをみよ。
- 15) デリバティブ取引に係るディスクロージャーのあり方に関する研究会[1996]をみよ。

引用文献

- Adams, J.B., "Simplifying Accounting for Derivative Instruments, Including Those Used for Hedging", Financial Accounting Series No.144-D, FASB, 1994.
- & C.J. Montesi, "Major Issues Related to Hedge Accounting," Special Report, FASB, 1995.
- Bierman, Jr., H., L.T. Johnson & D.S. Peterson, Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying Issues, FASB Research Report, FASB, 1991 (白鳥庄之助他訳、『ヘッジ会計：基本問題の探究』、中央経済社)。
- Financial Accounting Standards Board (FASB), Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, FASB, 1984 (平松一夫・広瀬義州訳『F A S B 財務会計の諸概念』、中央経済社)。
- , "An Analysis of Issues related to Present Value-Based Measurements in Accounting", Discussion Memorandum, Financial Accounting Series No.098-A, FASB, 1990.
- , A Report on Deliberations, Including Tentative Conclusions on Certain Issues, Related to Accounting for Hedging and Other Risk-adjusting Activities, FASB, 1993.
- Johnson, L. T. & C. L. Reither, "Reporting Comprehensive Income," Financial Accounting Series, No.155-A, FASB, 1995.
- Leisenring, J.J., R.H. Northcutt & R.J. Swieringa, "Towards a Set of Principles for Financial Instruments," Financial Accounting Series No.152, FASB, 1995.

Milburn, J. A., Incorporating Time Value of Money within Financial Accounting,

Canadian Institute of Chartered Accountants, 1988.

大塚 宗春、「ヘッジ会計の現状と課題」、『企業会計』 第48巻1号、1996.

大日方 隆、「先物によるヘッジ活動の業績測定」、『横浜経営研究』、第16巻3号、1995.

-----、「金融資産の時価評価 — 理論的検討」、『証券アナリストジャーナル』第34巻6号、1996.

古賀 智敏、『デリバティブ会計』 第三部、森山書店、1996.

斎藤 静樹、「金融商品をめぐる米国会計基準の動向：F A S B基準書の考え方」、『C O F R I ジャーナル』第20号、1995a.

-----、「金融資産の評価をどう考えるか」、『J I C P A ジャーナル』 第479号、1995b.

辻山 栄子、「時価情報の開示と包括的利益」、『C O F R I ジャーナル』 第21号、1995.

デリバティブ取引に係るディスクロージャーのあり方に関する研究会、『デリバティブ取引に係るディスクロージャーのあり方について』、1996.